

2025 年 11 月吉日

教員就職ご担当者様

安田学園中学校高等学校

理科主任 小島直樹

求人票送付のご案内

拝啓

晩秋の候、貴学におかれましてはますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では中学校および高等学校の理科（生物）非常勤講師を若干名ではありますが採用することとなりました。貴学の教職課程に所属する学生や大学院生の皆様にご紹介いただきたく、求人票を送付させていただきます。並行して、理科（生物）常勤講師・専任教諭の募集も継続しております。

詳細は、求人票および同封の採用説明資料と学校案内、本校ホームページの求人票公開ページ（QRコードよりアクセス）をご参照いただき、皆様からのご応募をお待ちしております。

送付書類一覧

- ・非常勤講師求人票 1 枚
- ・自己申告書 1 枚
- ・青少年雇用情報シート 1 枚
- ・安田学園中学校高等学校 採用説明資料 1 部
- ・学校案内（中学校用） 1 部

安田学園中学校高等学校
求人票公開ページ QR コード



なお、ご質問、お問い合わせの際は、採用担当の小西までご連絡ください。

〒130-8615 東京都墨田区横網 2-2-25

安田学園中学校高等学校

人材開発部 小西尚美

E-Mail: jinzai@yasuda.ed.jp

Tel: 03-3624-2666 Fax: 03-3624-2668

敬具

安田学園非常勤講師求人票

(2025年10月27日作成)

求 人 情 報	学 校 名	安田学園中学校・高等学校		
	所 在 地	〒130-8615 東京都墨田区横網二丁目2番25号		
	校 長 名	稲村 隆雄	採用担当	小西 尚美 E-Mail:jinzai@yasuda.ed.jp TEL:03-3624-2666、FAX:03-3624-2668
	創 立	大正12年	課 程	中学・高校(普通科) 共学
	教 職 員 数	専任教職員123名 非常勤講師 58名	生徒数	中学660名・高校1388名 合計2048名
学 校 紹 介	「誠実・明朗・奉仕」の校訓を掲げ、社会のどんな分野においても充分適応できる創造性と実行力を身につけた人物の育成を目指しています。			
	交通(JR総武線 両国駅徒歩6分)(都営地下鉄大江戸線 両国駅徒歩3分) (都営地下鉄浅草線 蔵前駅徒歩8分)			
採 用 条 件	教 科	国語・数学・理科(生物)・社会(政治経済)・情報・保健体育	持ち時間	週10コマ～18コマ程度 教科により異なります。
		各教科1～2名	年 齢	40歳以内
	契 約 期 間	1年契約(2026年4月1日～2027年3月31日)、最長3年間(～2029年3月31日)		
	待 遇	月額＝月1コマ単価(基本給＋勤務手当)×コマ数 ・基本給:所定の授業に従事することに対する対価(試験監督含む) ・勤務手当:授業以外の勤務に従事することに対する対価(1コマ月2時間の時間外勤務分) ・経験年数1年未満の月1コマ単価: 10,540円(基本給7,740円＋勤務手当2,800円)		
	現 行	計算例: 週15時間の場合 10,540円×15コマ＝月給158,100円 経験年数によって1コマ当たりの報酬が違います。※最高15,340円(11,440円＋3,900円)		
	賞 与	あり(2023年度実績 夏0.5 冬1.0) ※基本給での支給となります。		
通 勤 手 当	学校規程により交通費を支給します。			
採 用 試 験	提 出 書 類	選考日:第1次選考 履歴書(写真付き、直筆またはタイピング可) 第2次選考 作文「自分の教育観」(規制なし) 内定後:卒業証明書(見込み)・教員免許状(見込み)写し		
	試 験 日	第1次選考:随時 第2・3次選考:メールにて連絡	場 所	安田学園中学校・高等学校
	方 法	第1次選考:書類選考(履歴書) 第2次選考:専門教科試験・YG検査 第3次選考:面接	募集締切	決まり次第
備 考	・提出された書類は、返却しませんのでご了承下さい。 ・個人情報につきましては、今回の採用時のみ利用させていただきます。			

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 学校法人安田学園教育会
事業所所在地 東京都墨田区横網2-2-25
代表者名 校長 稲村 隆雄

- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

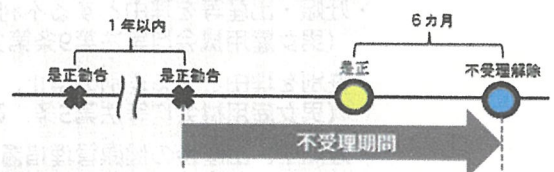
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

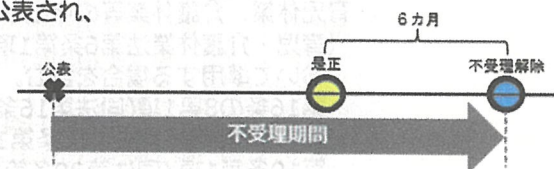
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



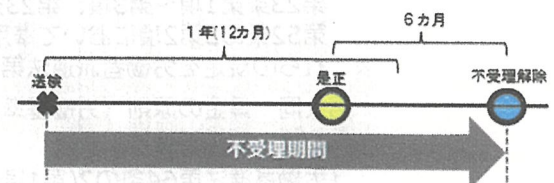
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

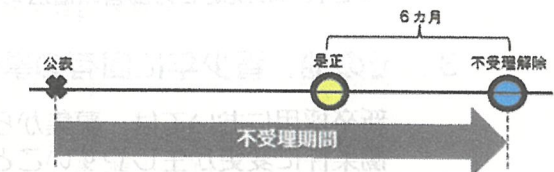
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))

※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	学校法人安田学園教育会	求人番号				記入日： 令和 7 年 11 月 18 日
------	-------------	------	--	--	--	-----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【正社員以外】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 5 人	2年度前 7 人	3年度前 5 人	前年度 3 人	2年度前 4 人	3年度前 2 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 0 人	2年度前 2 人	3年度前 0 人	前年度 0 人	2年度前 2 人	3年度前 0 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 1 人	2年度前 4 人	3年度前 2 人	前年度 0 人	2年度前 3 人	3年度前 1 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 4 人	2年度前 3 人	3年度前 3 人	前年度 3 人	2年度前 1 人	3年度前 1 人
③	平均継続勤務年数	14.6 年			4.6 年		
※	従業員の平均年齢 （参考値として、可能であれば記載してください。）	42.5 歳			36.4 歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	14 時間	25.8 時間
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	15 日	6.2 日
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 2 / 2 人 男性 1 / 1 人	女性 1 / 1 人 男性 0 / 0 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 % 管理職 0 %	

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号